

第21回学長選考会議議事概要

日時 平成25年5月16日(木) 13時30分～14時50分
場所 事務局特別会議室
出席者 石田(議長)、國澤、新木、中西、有松、中村、生田、福森、井関、山本、柴田
欠席者 中川、濱田、加納

議事に先立ち、議長から〔資料1〕に基づき委員の紹介があった。

1 議事

(1) 学長選考会議に関する構成、任務及び運営等

事務局から、〔資料2〕に基づき、学長選考会議に関する構成、任務及び運営等について説明があった。

(2) 金沢大学学長選考規程等の見直しの必要性

① 議長から、学長選考会議の議事運営について、次のとおり説明があった。

- (ア) 学長選考会議の議事運営は、法律で定められるもののほか、本会議で定めるものであること。
- (イ) 現行規程は、前回の学長選考に際して、今後の課題等を抽出し、検討した結果、任期、意向投票に係る活動に対する制約、選考方法・手順等が見直されていること。
- (ウ) 学長候補者の選考を円滑に実施するため、現行規程を再確認したうえで必要に応じ改正すること。

② 引き続き、事務局から〔資料3-1、3-2、3-3〕に基づき、国立大学法人金沢大学学長選考規則及び国立大学法人金沢大学学長選考実施細則等について説明があった後、各委員から次のとおり意見があった。

○国立大学法人金沢大学学長選考規則第8条第3項及び第10条第4項

「第8条第3項及び第10条第4項 不在者投票は、認めない。」について
(主な意見)

- ・学会等への出席ができなくなることは、教育・研究等に影響を及ぼすため、望ましくない。不在者投票を認めてはどうか。
- ・第1次意向投票から第2次意向投票の期間が短いため、第2次意向投票の不在者投票は、第1次意向投票の不在者投票の際に第1次候補者の中から選び、第2次候補者となった場合に、有効票として認めてはどうか。
- ・第2次候補者が決定していないのに、第2次意向投票の不在者投票を実施することは適当ではない。
- ・第1次意向投票は広く意見を聴くための投票であることから、第1次意向投票の不在者投票は認めるべきである。第2次意向投票は大学運営の責任ある教職員が投票するため、第2次候補者の決定後に投票すべきである。

- ・第1次意向投票と第2次意向投票の間が1日であっても、第2次意向投票の不在者投票を実施してはどうか。
- ・郵送での不在者投票を認めてはどうか。
- ・前回学長候補者の投票率

第1次意向投票	:	81.3%
投票資格者数		1,344人
投票者数		1,093人
第2次意向投票	:	78.7%
投票資格者数		794人
投票者数		625人

以上の意見を踏まえ、第1次意向投票の不在者投票を認めることとし、第2次意向投票は、技術的な可能性を確認しながら次回検討することとなった。

○国立大学法人金沢大学学長選考実施細則第3条第5項

「推薦者及び被推薦者は、選考会議が学長選考の手続きを開始した後、特定の推薦者及び被推薦者のみが利用できる学内システムや情報を利用した電子メールや手紙などによる投票への勧誘活動、他の被推薦者への誹謗中傷等、学長選考の公平性を損なう行為を行ってはならない。」について

〈主な意見〉

- ・電子メールでの勧誘活動を禁止することは、情報化が進んだ今日では、ナンセンスではないか。また、学長選考の手続き開始の前後を問わず、その地位を利用して特定の者のみが取得できる住所録等を使用した勧誘活動や誹謗中傷等、学長選考の公平性を損なう行為は禁止するように改正してはどうか。

以上の意見を踏まえ、勧誘活動等に係る電子メールの活用及び制約について次回検討することとなった。

○公示の方法について

- ・学外への公示の必要性について意見があり、次回検討することとなった。

- ③ 議長から、国立大学法人金沢大学学長選考規則及び国立大学法人金沢大学学長選考実施細則の問題点等の意見の提出について依頼があった。(5月31日(金)までに総務部総務課総務係へ提出)

(3) その他

議長から、最終学長候補者の決定までの日程は、大学諸行事を勘案し決定する旨の発言があった。

次回開催予定

◎第22回学長選考会議 6月20日(木) 開催時間は調整のうえ決定する。